

特例により一般病床を設置した診療所について

1 制度の概要（医療法第7条第3項、医療法施行規則第1条の14第1号～第3号）

- 診療所の一般病床は、平成19年1月1日から病床規制の対象となり、一般病床を設置又は増床する場合は、知事の許可を要することとなった。
- ただし、次の診療所については、医療計画に記載され又は記載されることが見込まれる場合、知事への届出により一般病床の設置又は増床ができることとなったこと。
 - (1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
 - (2) へき地に設置される診療所
 - (3) 小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

2 届出診療所の適合基準

本県においては、岩手県医療審議会の議決（平成19年7月18日）を経て、次のとおり、届出診療所の適合基準を定めている。（「参考資料3」参照）

3 本県における制度の適用

区 分	診療所名称
居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所	(該当なし)
へき地に設置される診療所	(該当なし)
小児医療を行う診療所	(該当なし)
周産期医療を行う診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科おいなお医院（奥州市） ・黒川産婦人科医院（盛岡市）

4 医療計画への記載

「岩手県保健医療計画（2013-2017）」の策定に伴う疾病及び在宅医療に係る医療機能を担う医療機関等の公表に合わせ、県公式ホームページに掲載することにより医療計画への記載とする。